

乗りトククーポン提供店舗拡大業務委託

仕様書

1. 背景・目的

群馬県では、県民の公共交通の利用機会を創出し、日常の移動に公共交通を利用するという県民意識を高め、地域全体として公共交通を持続可能なものとする仕組みを目指しており、経路検索を通じてシームレスな乗換を実現する Web アプリケーション「GunMaaS（グンマース）」を運用している。

令和 6 年度に、公共交通による移動利便性の高い社会の実現に向けて、交通利用専用ポイント（GunMaaS ポイント）と地域の商店等でサービス・割引等が受けられるクーポン（乗りトククーポン）がセットになった「GunMaaS 乗りトクパス」の販売を開始した。

今後、GunMaaS 拡大と併せた「GunMaaS 乗りトクパス」のサービス拡充を進めるため、本事業は、「GunMaaS 乗りトクパス」における乗りトククーポン提供店舗の拡大及び既存の乗りトククーポン提供店舗の継続協議を行うとともに、「GunMaaS 乗りトクパス」の利用促進に向けた情報発信等の業務を行うものである。

※「GunMaaS 乗りトクパス」の概要については、別添【「GunMaaS 乗りトクパス」現状のサービス】参照

2. 業務名

乗りトククーポン提供店舗拡大業務

3. 契約期間及び事業スケジュール

1) 契約期間：契約締結日より令和 8 年 3 月 13 日（金）

2) 乗りトククーポン提供店舗の継続及び新規拡大時期

・既存店舗：令和 8 年 2 月 1 日（日）

※現行の乗りトククーポン提供店舗は令和 8 年 1 月 31 日（土）までの条件

・新規拡大店舗：令和 8 年 2 月 1 日（日） 想定

4. 役割分担の考え方

（ア）現在乗りトククーポンを提供している店舗・企業等のうち、継続する店舗・企業等（以下、「継続連携企業」とする。）及び、新たに乗りトククーポンを提供する企業・店舗等（以下、「連携企業」とする。）は、GunMaaS 乗りトクパスの乗りトククーポン提供に加え、サービス利用者の企業・店舗等でのクーポン活用について必要な対応を行うこととする。また、各種広報（web やチラシ掲載等の情報発信）、社内での周知、事業協力にかかる委託者への活動報告に協力することを前提とする。

- (イ) 委託者は、本事業の全体マネジメントをするとともに、各種広報媒体により企業・店舗名、提供サービスを公表する。
- (ウ) 受託者は、業務契約及び仕様書に基づき事業遂行する。

5. 業務内容

1) 乗りトククーポン提供店舗拡大支援

- ・乗りトククーポン提供店舗の拡充として、別添【「GunMaaS 乗りトクパス」現状のサービス】の「※現状利用可能な交通機関」及び「(参考) GunMaaS と連携を予定している交通機関」を参照し、利用を望める連携企業（10 社～20 社程度を想定）を募り、条件面などについて調整を行いながら、サービス内容を具体化する。
- ・検討にあたっては、委託者と連携企業との仲介役として連絡調整をするほか、スケジュールに基づき連携企業の条件や内容等を一覧で取りまとめるなど、関係者間で常に情報共有ができるようにする。
- ・必要に応じて、事前調整している連携企業や、継続連携企業との協議にも参加する。
- ・サービスの提供方法（チケット利用など）等については、店員にチケット画面を見せる方法とする。

2) 乗りトククーポン提供店舗への継続協議の支援

- ・現在乗りトククーポンを提供している企業・店舗等（※1）に対して継続協議を行う。継続協議にあたり、実績等をヒアリングし、条件面などについて再調整を行い、サービス内容の再検討を支援する。
- ・委託者と継続連携企業との仲介役として連絡調整をするほか、継続連携企業の条件や内容等を一覧で取りまとめるなど、関係者間で常に情報共有ができるようにする。
- ・必要に応じて、事前調整している継続連携企業との協議にも参加する。
- ・サービスの提供方法（チケット利用など）等については、店員にチケット画面を見せる方法とする。

(※1) [クーポンが利用可能な店舗 | GunMaas 乗りトクパス](#)

【補足】本事業による乗りトククーポン提供店舗の想定

既存連携企業 40 店舗 → 今回の業務による店舗数（目標） 50 店舗

※既存連携企業の見直し含む。クーポン利用を望める企業・店舗等を中心に再構築する。

3) 企業・店舗等のサポート（要領作成、企業・店舗等との調整及び教育）

- ・事業実施にかかる企業・店舗等が担う役割（乗りトククーポン提供、利用実態調査や PR 活動）についてサポートする。
- ・乗りトククーポン等のサービス提供要領（マニュアル等）の作成を行い、企業・店舗等と条件確認の書面等の取り交わしを行う。
- ・企業・店舗等におけるサービス提供に伴う費用補填は行わない。ただし、企業・店舗等に

おける利用実態調査及び PR 活動に係る費用については、提案に含めることを可とするが、委託者との協議のうえ、実施する。

- ・検証にあたってのサービスの提供方法等について、企業・店舗等に対するサービスの概要説明や質問受付については、受託者が行う。
- ・乗りトククーポン提供の更新手法について、委託者及び企業・店舗等の負担にならない手法を検討し、提案する。

4) プロモーション (PR/広報) の実施

- ・企業・店舗情報や、乗りトククーポン等の情報を整理し、情報発信する。
- ・サービスを認知してもらうための効果的な広報・広告・営業活動を行う。実施方法及び実施時期は委託者及び関係者と協議のうえ、実施する。

5) 特設 Web ページの更新及びコンテンツ拡充

- ・提供店舗の企業・店舗情報や乗りトククーポンの情報を整理し、特設 Web ページの更新及び情報発信を行う。
- ・現在の特設 Web ページは「<https://gunmaas-nt.jp>」にて公開を行っている。ページの更新にあたっては、同一の URL を使用することを想定しているため、受託者決定後に、現在の管理者（別途お示しする。）と交渉の上、ドメイン移管等の事務手続きを早急に進めるとともに、必要なサイトパーツ等についても提供を受けること。なお、ドメイン移管等に係る手数料、及び当面（1 年間程度）のサーバ利用料についても見積額に含めること。

6) 事業効果検証

- ・乗りトククーポンの利用者向け及び企業・店舗向けのアンケート等の調査により、事業効果の適切な評価に資する情報収集を行うこと。調査項目や手法、評価手法については、委託者と協議のうえ、決定する。

7) 公共交通利用促進

- ・（1）～（6）以外で、公共交通の利用促進に向けた提案がある場合は、企画提案書に記載する。実施については、委託者と協議のうえ、決定する。

6. 成果物

本事業の成果物を以下に示す。なお成果物の納品は電子データとする。

成果物	納品期日
業務実施計画書	契約締結後 10 日以内
各会議の議事録	会議 5 営業日後まで
業務完了報告書	令和 8 年 3 月 13 日（金）

7. プロジェクト管理及び実施体制

- ・ 本事業を適正かつ円滑に進めるため業務実施計画書を作成し、実施体制構築及びプロジェクト管理（スケジュール管理、進捗管理、課題管理）を行うこと。
- ・ 本事業で必要となる品質を保守するための責任者を1名配置し、プロジェクトの工程を管理し、遅延している際のリカバリー支援を行うこと。
- ・ 業務実施計画書については、契約後すみやかに作成し委託者に提出すること。
- ・ 受託者は、定例会を設置し、定期的な報告を実施すること。また委託者が開催する全体会議に出席すること。会議に必要な資料作成を行うとともに、会議終了後は会議録を作成すること。なお、会議実施方法は現地・オンラインなど、必要に応じて調整のうえ、実施すること。

No	会議体	会議目的	開催時期
1	定例会	プロジェクトの進捗状況及び課題を定期的に確認する。	月1回～2回程度
2	全体会議	システム開発者も含めた全体会議	必要に応じて

8. その他留意事項

- ・ 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- ・ 受託者は、本事業進め方、課題への対応方針、成果物の作成方針などについて委託者と十分な調整を行い、合意のうえ業務を実施すること。
- ・ 作成する成果物は、委託者と事前に十分な調整を行うこと。
- ・ 委託内容の遂行にあたり課題が発生した場合は一覽で管理し、対応の進捗を管理するとともに、本事業の目的を達するため主体的且つ積極的に課題の解消を図ること。
- ・ 本事業に関して委託者が提供したデータ類は、業務目的以外に使用してはならない。また、業務の過程で知り得た情報等については、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、資料の処分などについては委託者と協議のうえ行うこと。
- ・ 業務実施で生じたトラブルについては、受託者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、委託者と十分協議を行い、トラブルの解決に努めること。
- ・ 本事業本事業の実施に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、契約約款に基づき責任を負うものとする。
- ・ 本事業の実施に当たっては、コンプライアンスを遵守し（本事業による委託者の利益との利益相反の回避を含む）、関係諸法令を遵守するとともに、公序良俗に反することのないようにすること。
- ・ 製作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- ・ 本事業に係る費用については、委託者の出張等に要する費用を除いて受託者の負担とする。

- ・ 委託者は、受託者が本事業の各種業務を適切に実施していないと認めるとき、その他本事業の各種業務の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、受託者に対し、本事業の実施を改善するために必要な措置を講ずるように指示できる。